免許		免許の内容となるべき事項				
番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	姫路市家島町太島地先		
共	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域		家島漁協
第	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって国	狙まれた区域	坊勢漁協
70	<i>II</i>	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置 A 姫路市家島町太島北西の鼻		
号	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 短路市家島町太島モサキ		
	<i>II</i>	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	【C 姫路市家島町太島タカノス南端		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市家島町太島ドウゼン		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから323度30分800メートルの点 イ Bから73度30分750メートルの点		
	<i>II</i>	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	1		
	<i>II</i>	あわび漁業		エ Dから242度840メートルの点		
	<i>II</i>	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	かめのて漁業	1月1日から12月31日まで			
	<i>"</i>	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			
	<i>II</i>	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで付 記 制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第70号

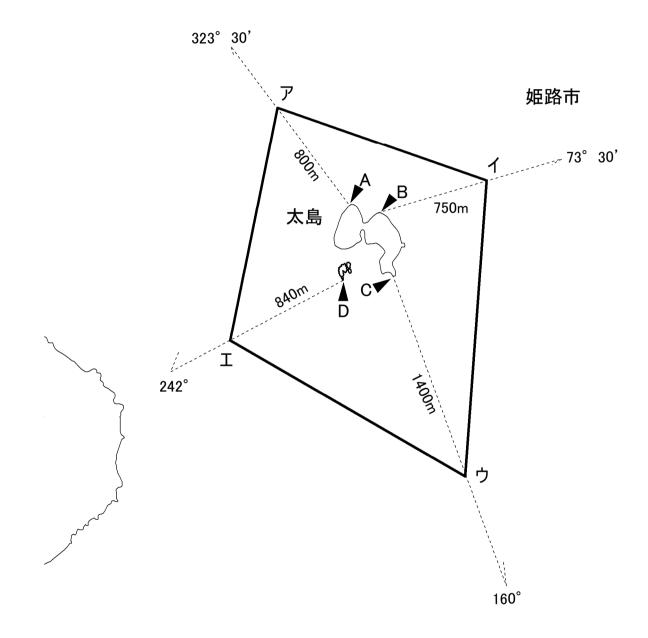
漁場の位置 姫路市家島町太島地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時

海岸線によって囲まれた区域

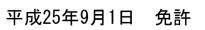
点の位置

- A 姫路市家島町太島北西の鼻
- B 姫路市家島町太島モサキ
- C 姫路市家島町太島タカノス南端
- D 姫路市家島町太島ドウゼン
- ア Aから323度30分800メートルの点
- イ Bから73度30分750メートルの点
- ウ Cから160度1,400メートルの点
- エ Dから242度840メートルの点









共第70号漁場



